

昭和四十二年法律第六十号

外国人漁業の規制に関する法律

(趣旨)

この法律は、外国人がわが国の港その他水域を使用して行なう漁業活動の増大によりわが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事態に対処して、外国人が漁業に関する当該水域の使用の規制について必要な措置を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び農林水産省令で定めるその附属の島をいう。

この法律において「漁業等付隨行為」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業(漁業等付隨行為を含む)をいう。

この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖に付隨する探索、集魚、漁獲物の保藏又は加工、漁獲物又はその製品の運搬、船舶への補給その他これらに準ずる行為で農林水産省令で定めるものをいう。

この法律において「採捕準備行為」とは、漁具を格納しないで直ちに水産動植物の採捕を行うことができる状態にする行為をいう。

この法律において「探査」とは、水産動植物の採捕に資する水産動植物の生息状況の調査であつて水産動植物の採捕を伴わないものをいい、「探査」とは、探索のうち漁業等付隨行為に該当しないものをいう。

この法律において「漁獲物等」とは、漁獲物及びその製品をいう。

この法律において「外国漁船」とは、日本船舶以外の船舶(農林水産大臣の指定するものを除く。)であつて、次の各号の一に該当するものをいう。

二 前号に掲げる船舶のほか、漁業の用に供され、又は漁場から漁獲物等を運搬している船舶

(昭和二十五年法律第二百十八号)第九条第一項(同法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による港湾区域の公告があつた港湾及び漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十七号)第二条に規定する漁港をいう。

第三条 次に掲げるものは、本邦の水域において漁業、水産動植物の採捕(漁業に該当するもの)を除き、漁業等の禁止

を除き、漁業等付隨行為を含む。以下同じ。)、採捕準備行為又は探査を行つてはならない。ただし、その水産動植物の採捕が農林水産省令で定める軽易なものであるときは、この限りでない。

一 日本の国籍を有しない者。ただし、適法に本邦に在留する者で農林水産大臣の指定するもの又は外國法に基づいて設立された法人(寄港の許可等)

二 外国、公団若しくはこれに準ずるもの又は外國法に基づいて設立された法人(その他の団体)

第四条 外國漁船の船長(船長に代わってその職務を行なう者を含む。以下同じ。)は、当該外国漁船を本邦の港に寄港させようとする場合に、次に掲げる行為をすることのみを目的として寄港させようとするときを除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

一 海難を避け、又は航行若しくは人命の安全を保持するため必要な行為

二 外國から積み出された漁獲物等(政令で定める書類を添附してあるものに限る。以下「外国積出漁獲物等」という。)の本邦への陸揚げ又は他の船舶への転載

三 外國積出漁獲物等以外の漁獲物等の本邦への陸揚げであつて、我が国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものと

して政令で定めるもの

二 農林水産大臣は、前項の許可の申請があつた場合には、当該寄港によつて外国漁船による漁業活動が助長され、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められるときを除き、同項の許可をしなければならない。

三 外國から積み出された漁獲物等(政令で定める書類を添附してあるものに限る。以下「外国積出漁獲物等」という。)の本邦への陸揚げ又は他の船舶への転載

二 外國漁船以外の船舶(漁船法(昭和二十五年法律第七十八条)第二条第一項に規定する漁船を除く。)の船長は、特定漁獲物等については、前項の規定により陸揚げしてはならない場合に該当しない場合においても、これを漁港(漁港及び漁場の整備等に関する法律第二条に規定する漁港をいう。)において陸揚げし、又は漁港区(港湾法第三十九条第一項の規定により指定された漁港区をいう。)に陸揚げしてはならない。

三 第四条の二 外國漁船の船長は、前条の規定にかかるらず、特定漁獲物等(外国漁船によるその他の漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

二 前項の場合には、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百二十九条第三項の規定は、適用しない。

三 第一条の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(行政手続法の適用除外)

第六条の三 この法律の規定による処分についての規定に違反して外国漁船の船長が当該外国漁

船を本邦の港に寄港させていると認める場合に、当該船長に対し、当該外国漁船を当該本邦の港から退去させるべきことを命ずることがであります。その政令又は農林水産省令では、その政令又は農林水産省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(都道府県が処理する事務)

第六条 第四条第一項及び第五条に規定する農林水産省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は農林水産省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七条 第四条第一項及び第五条に規定する農林水産省令の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(条約の効力)

第八条 この法律に規定する事項に関する条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

(罰則)
第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは四百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで外国漁船を寄港させた船長

二 第四条の二の規定に違反した船長

三 第五条の規定による命令に違反した船長

四 第六条第一項から第三項まで又は第五項の規定に違反した船長

五 第八条の二の規定に違反した船長

六 第九条の二の規定に違反した船長

七 第十条の二の規定に違反した船長

八 第十一条の二の規定に違反した船長

(経過措置)
第六条の四 この法律の規定に基づき政令又は農林水産省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は農林水産省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六条 第四条第一項及び第五条に規定する農林水産省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は農林水産省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六条 第四条第一項及び第五条に規定する農林水産省令の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

| | |
|--|---------------------------------------|
| この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。 | 附 則（昭和五〇年七月一日法律第五〇号）抄（昭和五二年五月二日法律第三一） |
| この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 | 附 則（昭和五三年七月五日法律第八七号）抄（施行期日） |

| | |
|---|------------------------------|
| この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 | 附 則（昭和六一年五月二〇日法律第五号）抄（施行期日） |
| この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 | 附 則（昭和六一年五月二〇日法律第五号）抄（施行期日） |
| この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。 | 附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日） |
| この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置） | 附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日） |
| この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢問答その他の求めがされた場合においては、当該諮詢問答その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置） | 附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日） |
| この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置） | 附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日） |
| この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置） | 附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日） |

| | |
|---|------------------------------|
| この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置） | 附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日） |
| この法律は、行政手續法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置） | 附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日） |

| | |
|---|------------------------------|
| この法律は、行政手續法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置） | 附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日） |
| この法律は、行政手續法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から起算して二十日を経過した日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置） | 附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄（施行期日） |